

ハイライト:

- ・高年齢者雇用継続給付金、高年齢労働者処遇改善促進助成金、高年齢雇用確保措置について取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
高年齢雇用継続給付の支給率の変更について	1
高年齢労働者処遇改善促進助成金	1
高年齢者雇用確保措置	2

年末のせわしなさを感じる時期となりました。今年は秋をじっくり楽しむこともなく、いきなり冬到来となった気がします。寒さも日々増していますので、体調管理にはお気をつけください。今号は、高年齢労働者に関する制度について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



高年齢雇用継続給付の支給率の変更について(>_<)

高年齢雇用継続給付とは、被保険者期間が5年以上の60才以上65才未満の労働者、かつ60才以後の各月に支払われる賃金が、60才到達時点賃金額の75%未満となった状態で雇用継続されている場合に、65才に達する期間までについて、**60歳以後の各月の賃金の15%**¹が支給される制度です。

¹ 賃金と給付の合計額が60才時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合には逡減した率となります。

令和7年度からは、新たに60才となる労働者への給付率を**10%に縮小**する改正がおこなわれます。従来の受給率よりも減少しますので、60歳以降継続雇用時の給与額を試算する際には、当該改正の影響も踏まえ、検討する必要があります。なお、令和7年3月31日までに60歳に達した日を迎えた人は、現行の支給率から変更はありません。

< 制度改正の内容 >

出典: 厚生労働省「高年齢継続給付の支給率を変更します」

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満(61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と納付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率

高年齢労働者処遇改善促進助成金

高年齢雇用継続給付金支給率逡減の改正を踏まえ、高年齢労働者の処遇改善に取り組み、賃金規程や賃金テーブルの増額改定を行う事業主に対し、以下の要件のいずれも満たす場合には、助成金の受給が可能な制度の活用が用意されています。

- ・雇用保険適用事業所であること
- ・60才から64才までの高年齢労働者の賃金規程等を改定し、継続して運用していること
- ・雇用される労働者に係る高年齢雇用継続給付金の受給額が、賃金規定等の改定前よりも一定割合以上減少していること
- ・以下のAとBを算出・比較し、75%以上であることが確認できること

A	すべての算定対象労働者 2の60歳到達時点での1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金
B	賃金規程等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金

2 高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者

助成金を受給するには、賃金規定等改定計画書を作成し、賃金規定等改定予定日の前日までに添付書類を添えて管轄の労働局に提出して、労働局長の認定を受ける必要があります。当該助成金は、支給対象期の第1期から第4期まで(6か月ごと)の最大4回(2年間)申請できます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

高年齢者雇用確保措置

現在は高年齢者の雇用に関し、次のいずれかの措置をとることが義務化されており、70歳までの定年延長等については努力義務とされています。

- ・65歳までの定年年齢を引き上げ
- ・希望者全員を対象とする、65歳までの継続雇用制度を導入
- ・定年制の廃止

ただし、以前は労使協定があれば、継続雇用を希望する労働者を必ずしも65歳まで全員雇用する必要がなかったため、以下のような経過措置の適用を就業規則に定めている場合もあります。

この経過措置が令和7年3月31日をもって終了しますので、経過措置の適用を就業規則に定めている場合には、就業規則の改正が必要となります。

< 改正が必要となる就業規則の規定例 >

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) 〇〇〇〇

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。
 令和7年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2 - 2 - 15 - 1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7 - 1 - 4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp